

広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第十九号

広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

広島県立技術短期大学校規則（平成二十年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 短期大学の長（第九条第二項を除き、以下「校長」という。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、専門短期課程の職業訓練を実施することができる。

第三条中「専門課程」の下に「及び専門短期課程」を、「第十二条」の下に「及び第十三条」を加え、「短期大学の長（第九条第二項を除き、以下「校長」という。）」を「校長」に改める。

第十四条の見出しを「（卒業等）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 校長は、専門短期課程の職業訓練を修了した者に対し、前項の修了証書を授与する。

別記様式第八号中「三 齋 籍 證 四 専 門 籍 證」を「三 齋 籍 證

」に改め、同様式注2中「三 齋 籍 證」を「専門課程の職業訓練を行った場合にあつては、三 齋 籍 證」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。